

基金情報

No. 159

平成27年4月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.glskn.com>

平成26年度・主要事業概況

事項	3月末数	対前月増減数	事項	3月末数(累計)	
事業所数(件)	215	0	年金調定額(円)	1,916,466,340	
加入員数(人)	男子	4,141	年金掛金	1,909,104,660	
	女子	2,085	収納率	99.62%	
	計	6,226	事務費掛金調定額(円)	42,063,104	
平均標準給与月額(円)	男子	339,730	資産運用	信託資産額(時価)	303億4,393万円
	女子	233,016		修正総合利回り	15.14%
	計	303,993		ベンチマーク差	-1.61%
受給者数(人)	6,486	-30	慶弔金の支給件数・金額	69件132万円	
平均年金額(円)	529,617	1,366	年金相談件数	579件	

お願い

国の年金の受給資格のある加入員の方で、当基金へ年金請求をされていない方は早めに当基金へ年金請求を行っていただきますようお願いいたします

当基金は平成28年3月の解散認可を予定とし、それに向けて事前準備作業、国との記録の突合せ作業などを進めております。基金解散後は、引き続き清算事務局として清算業務を行ってまいります。清算業務の中で当基金から年金支払義務がある方（基金解散前に国の年金の受給資格のある方）で、年金の請求をされていない方がいる場合、残余財産の確定ができず清算業務が遅れることがありますので、早めに当基金へ年金請求を行っていただきますようお願いいたします。

なお、国の年金の受給資格があり当基金へ年金の請求をされていない加入員の方につきまして、当基金へ年金の請求をされますよう事業主の皆様ならびに事務担当の皆様からのご勧奨いただきますようお願いいたします。

【当基金の年金給付の手続きについて】

■ 当基金の加入員（在職年金）の年金受給要件 ■

当基金の加入期間が1ヶ月以上ある方が国の年金の受給資格を取得したとき（*ただし、国の年金の受給資格があっても、60歳以上で当基金へ加入された方の当基金の年金受給資格は65歳に達したとき、または退職したときとなります。65歳以上で当基金へ加入された方の当基金の年金受給資格は70歳に達したとき、または退職したときとなります）

■ 在職年金のしくみ ■

当基金の年金は、国の老齢厚生年金の一部を国の代わりに支給（代行給付）しておりますので国と同様に在職年金のしくみにより給与・賞与額により年金の一部または全額が支給停止になることがあります。国が先に在職年金の支給停止計算を行い、計算した支給停止額が国の年金額を超えた場合、超えた分について基金の年金額で支給停止を行うしくみになっております。在職年金のしくみにより年金の停止がかかり年金が支給されないため請求を行っていない方につきましても、国の年金の受給資格がある方は当基金へ年金の請求を行っていただきますようお願いいたします。

国の年金の受給資格

国の年金の受給資格は原則25年以上の加入期間が必要ですが、下記の期間を満たしている方が年金受給開始年齢に達したときも特別支給の老齢厚生年金の受給資格を取得できます。

① 厚生年金と共済組合の加入期間を合算した期間が、次の表の期間以上ある方

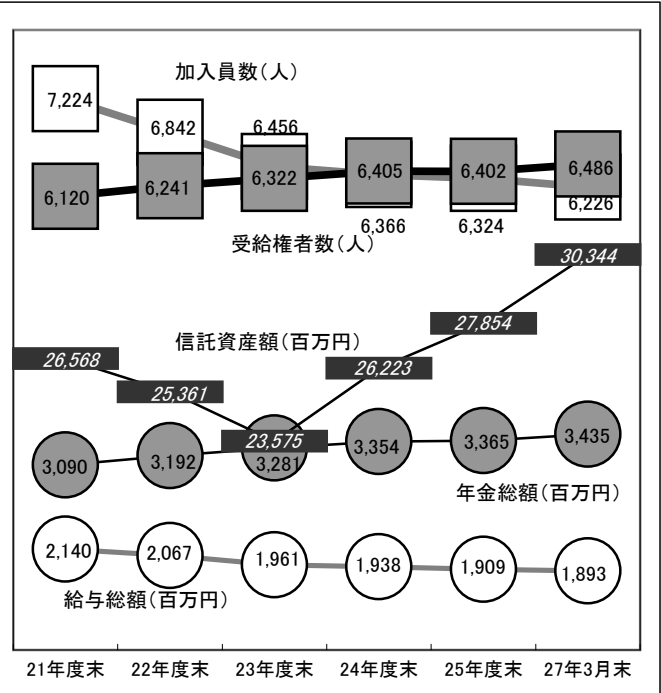
生年月日	期間	生年月日	期間
昭和27年4月1日以前	20年	昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	23年
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	21年	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	24年
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	22年		

② 厚生年金の加入期間が40歳（女性35歳）以降、次の表の期間以上ある方

生年月日	期間	生年月日	期間
昭和22年4月1日以前	15年	昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	18年
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	16年	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	19年
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	17年		

当基金の年金の請求書につきましては、該当年齢に達したときにご自宅へお送りしております。お手元にない場合は、再度、お送りいたしますので当基金へご連絡ください。

主要事業の推移



【慶弔金の種類】

- ◇ 弔 慰 金 (加入期間5年以上の加入員が死亡したとき)
- ◇ 結婚祝金 (加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき)

【給付金額】

- ◇ 弔 慰 金 (遺族へ支給)
 - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金 (加入員本人へ支給)
 - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求 (請求書は当基金のホームページからダウンロードできます)

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します

* 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください

年金の確実なお受取りのために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡がないと、裁定請求書がご本人に届かず、年金のお受取りができないことがあります。年金を確実にお受取りいただくために、住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡するよう、ご退職される方へお知らせ願います。事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願いいたします。

年金相談についてのお願い

従来、年金額などのご相談につきましては、お電話でもお答えしておりましたが、個人情報保護の目的から書面にて回答させていただきます。事務ご担当者の方など第三者の方

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末の自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。《口座振替銀行》みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

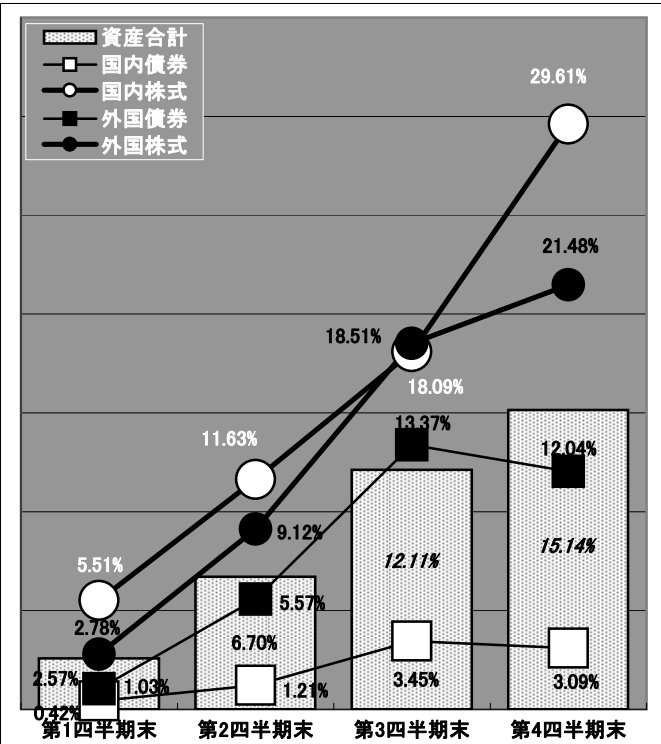
このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。(振替日は28日となります。)(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

* 4月分の掛金納入期限は、平成27年6月1日となりますので、ご協力お願いいたします。

設立事業所の異動(規約変更関係等)・3月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日

年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成26年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の皆様にもご覧いただけますようご配慮方よろしくお願い申し上げます

なお、創刊号から直近号までホームページでも公開しておりますので、併せてご利用ください
<http://www.glskkn.com>

5月の予定

- 15日 告知書(4月分)発送
- 26日 自社打ち事業所へ算定基礎届用紙送付

※ 5月分の適用関係書類の切替は6月8日です。